

静岡県感染症対策専門家会議

令和4年度 第4回 新興感染症等対策検討部会

令和4年10月17日（月）18：00～

本日の議題

- 感染症法の改正(案)の概要について
- 感染症に係る医療機関のネットワークについて
- 福祉・介護施設の管理者等を対象とした感染症対応研修について

感染症法の改正（案）の概要（現時点で判明している主な事項）

項目	改正（案）の内容	今後の対応の方向性
予防計画の改正	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標（病床、発熱外来、自宅療養者等に対する医療の提供、後方支援、人材派遣、個別防護具の備蓄等）を定める 	<ul style="list-style-type: none"> ・ R6.4.1施行 ・ 国の基本指針を反映した改正を実施 ・ 令和5年度中の改正作業
連携協議会の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県、保健所設置市、感染症指定医療機関、関係団体、消防機関等で組織 ・ 新型インフル等感染症の発生の予防等に必要対策の実施について協議するよう努めるものとする。 ・ 県及び保健所設置市の予防計画を協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・ R5.4.1施行 ・ 令和5年度の設置に向けて、関係機関と協議
医療措置協定の締結	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予防計画に沿って、都道府県と医療機関等の間で病床、外来医療の確保等に関する協定を締結 	<ul style="list-style-type: none"> ・ R6.4.1施行 ・ 協定を締結する対象機関の整理 ・ 協定効力確保のための支援策の検討
検査等措置協定の締結	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検査能力、宿泊施設を確保するため、都道府県と関係機関の間で、協定を締結 ・ 自宅療養者の健康観察の医療機関等への委託を法定化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ R6.4.1施行 ・ 協定を締結する対象機関の整理 ・ 協定効力確保のための支援策の検討
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関の発生届等の電磁的方法による入力を努力義務化 * 感染症指定医療機関は義務化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ R5.4.1施行 ・ 国の新サーベイランスシステムの利用促進要請

感染症に係る医療機関のネットワークについて

1 新型コロナ対策の病院間連携の課題

項目	課題	対応の方向性
病床の確保	<ul style="list-style-type: none">・ 感染拡大時の病床確保に時間を要した。	感染症法の改正に伴う病床数の目標設定と医療措置協定の締結により対応
後方支援	<ul style="list-style-type: none">・ 療養期間が終了した患者であっても受入が進まなかった。・ 検査をしない受け入れが徹底されておらず、後方支援機能が十分に発揮されなかった。・ 後方支援病院の受入れ手続きを経ないと受け入れできず、転院のタイミングが合わなかった。	<p>地域の医療機関が、役割を分担しながら医療を提供し、患者を元の生活に戻していくため連携することが必要。</p>
役割分担	<ul style="list-style-type: none">・ 急性期医療機関から慢性期医療機関への受け渡しが進まなかった。・ 重症患者や小児患者、精神患者など人手が必要となる患者を受入れることで、確保病床数に見合う患者を受入れられなかった。・ 病床を集約して確保するか、分散して確保するか、どちらが効率的か。	

感染症に係る医療機関のネットワークについて

2 感染症指定医療機関（第一種、第二種）の役割と課題

指定者：都道府県知事

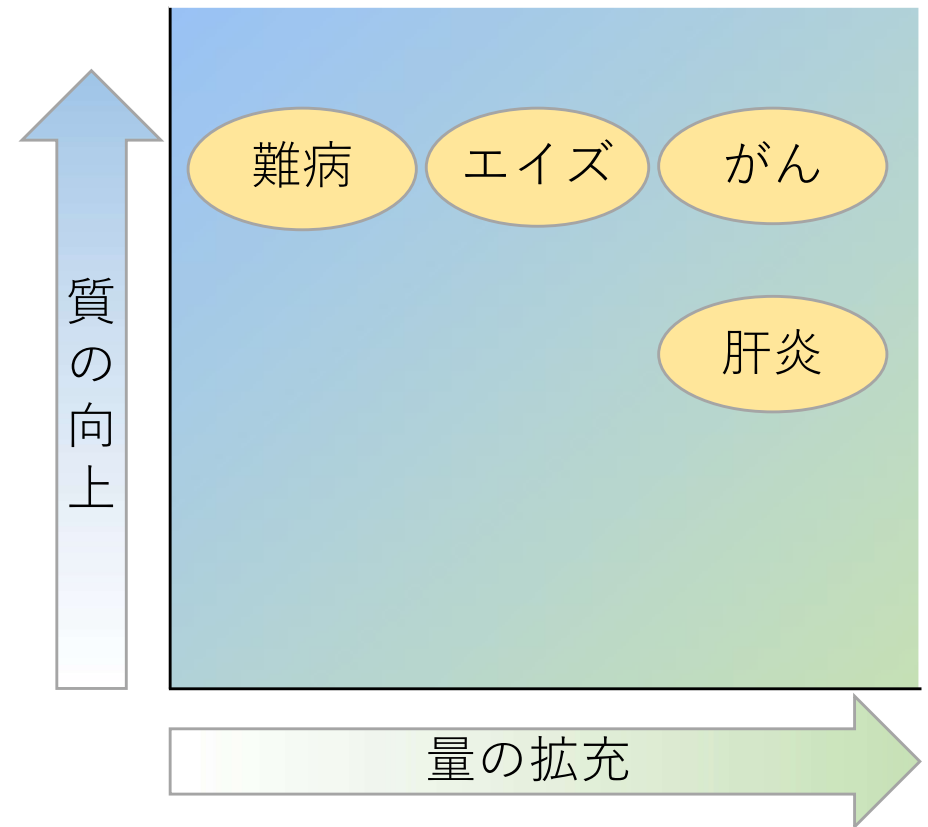
根拠：感染症法第38条第2項

区分	第一種感染症指定医療機関	第二種感染症指定医療機関
根拠	法第6条第14項	法第6条第15項
役割	一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当	二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当
箇所数	原則として都道府県の区域ごとに1か所	原則として2次医療圏ごとに1か所
病床数	2床	2次医療圏の人口に応じた病床数
施設基準	前室の設置、病室内のトイレ・シャワールームの設置等 空調、給気、排気設備を設ける	病室内の（又は隣接して）トイレ・シャワールームの設置等 空調、給気、排気設備を設けることが望ましい
支援策	感染症指定医療機関運営事業費補助金 年額6,294千円/床 保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金	感染症指定医療機関運営事業費補助金 年額2,030千円/床 保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金
課題	<p>○感染の状況に応じて病院数や病床数を柔軟に切り替えることができるような仕組みとなっていない。</p> <p>○地域の医療機関等と連携して感染症対策に臨む仕組みとなっていない。</p>	

感染症に係る医療機関のネットワークについて

3 既存の拠点病院等の連携状況

難病	エイズ	がん	肝炎
難病診療連携拠点病院 早期診断・早期治療推進のための拠点となる病院 患者に身近な医療機関・専門医療機関との連携や 医療従事者等への研修 等を実施 1/県に1	エイズ中核拠点病院 高度なHIV診療の実施、 拠点病院等に対する研修事業及び医療情報の提供 、拠点病院等との連携の実施 2/県に1	都道府県がん診療連携拠点病院 県における がん診療の質の向上 及びがん診療連携協力体制の構築、P D C Aサイクルの確保に関し中心的な役割を担う。 1/県に1	県肝疾患診療連携拠点病院 地域肝疾患診療連携拠点病院における肝疾患の治療水準の向上と均てん化と医療連携体制の構築等の実施 2/県に1以上
難病診療分野別拠点病院 神経系疾患、膠原病、消化管疾患等の 専門分野における 、複数の保健医療圏に係る早期診断・早期治療推進のための 拠点病院 3/-	エイズ拠点病院 総合的なエイズ診療の実施、カウンセリングの実施。地域の他の医療機関との連携等の実施 20/県に2以上	地域がん診療連携拠点病院 2次医療圏において 質の高いがん診療を提供 する 9/がん医療圏に1	地域肝疾患診療連携拠点病院 二次医療圏における、 かかりつけ医と専門医療機関との連携による肝疾患診療体制の確保 と診療の質の向上 26/2次医療圏に1以上
難病医療協力病院 難病患者の受入及び治療、一時入院のための病床確保 確定診断が困難な患者を 拠点病院等に紹介 34/-	エイズ診療協力病院 結核及び悪性腫瘍の合併症、精神疾患を有するエイズ患者等の診療及び診療支援の実施 4/-	地域がん診療病院 拠点病院とのグループ指定 により、高度ながん診療を提供する施設 2/地域拠点病院がない地域に1	肝疾患かかりつけ医 専門医療機関と連携して肝疾患の診療を行う診療所等 267/-



これまでの説明から

県がイメージする医療機関のネットワークは

* 青字：設置数/基準

感染症に係る医療機関のネットワークについて

医療機関のネットワークのイメージ(たたき台)

有事においても感染症医療及び一般医療を提供できる体制を構築するため、平時から地域の医療機関が連携し、感染症への対応力を向上させるようなネットワーク

平時

- ・地域の医療機関が連携し、感染症の情報共有や研修などを行う
- ・感染症を理解し、感染拡大時に医療を提供できる医療従事者をふやす

有事

- ・連携する医療機関への助言
- ・保健所と連携して、ネットワーク内の医療機関の入退院調整を行う
- ・専門性のある医療人材を、ネットワーク内の他の医療機関へ派遣する

このようなネットワークを形成するためには

2次医療圏に1以上、核となる病院が必要ではないか。

実施報告：福祉・介護施設の管理者等を対象とした感染症対応研修

目的 感染症が発生した際、初動から適切な対応をすることが利用者や職員を守り、感染拡大防止につながることから、施設長等管理的立場にある職員にその必要性や実際の対応を学んでもらうことにより、施設の感染対策の充実を図る。

開催地区	開催日	実施会場	受講者（申込者）		
			会場	Web	オンデマンド
東部地区	10月7日（金）	プラサヴェルデ コンベンションホールB	32 *	76 * (回線数)	223 (10月13日現在) * 申込締切は10月28日
西部地区	11月9日（水）	アクトシティ浜松 41会議室	49 * (10月13日現在)	64 * (10月13日現在)	
中部地区	11月11日（金）	県男女共同参画 センター（あざれあ） 大ホール	20 (10月13日現在)	49 (10月13日現在)	

※時間は3会場とも13：30～16：00、同じ内容で実施。（オンデマンド配信は3回終了後、編集でき次第行う予定）

内容：挨拶・行政説明 「新型コロナウイルス感染症等静岡県内の状況」 健康福祉部参事 後藤 幹生

講義1 感染症の発生から収束まで～心構えと基本的感染症対策～

静岡県立静岡がんセンター 感染症内科部長 倉井 華子先生

講義2 クラスタ発生時の業務継続のためには、どんな備えが必要か？～災害医療の視点から俯瞰的に考える～

浜松医科大学附属病院 救急部助教 高橋 善明先生